

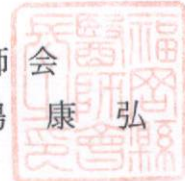
福岡県医発第 2024 号（総）

平成 17 年 2 月 4 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



平成 17 年度人口動態職業・産業調査の実施について

標記について、本調査は平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日までの期間に届け出された、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届書に記入されている職業及び産業名により厚生労働省が調査するものであります。

このたび、届出をされる方が正確に職業及び産業名を記載できるよう、別添の「職業・産業例示表」が作られ、関係医療機関へも保健所から配布されることになっておりますので、貴会におかれましても御承知おきくださいますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

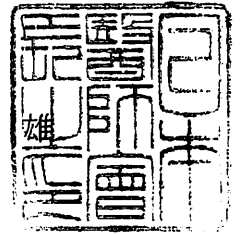
日医発第 1052(企 17)

平成 17 年 1 月 25 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治



平成 17 年度人口動態職業・産業調査について(依頼)

厚生労働省では国勢調査の実施年に職業及び産業について調査を実施することとされています。

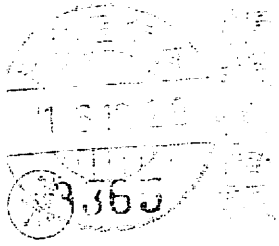
この度、「平成 17 年度人口動態職業・産業調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は協力することと致しました。

つきましては、関係資料を送付致しますので、貴会におかれましてもご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての協力依頼文書
2. 職業・産業例示表の配布についてのお願い
3. 出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届をされる方にお問い合わせ（職業・産業例示表）
4. 人口動態職業・産業調査に御協力を
5. 平成 17 年度人口動態職業・産業調査について（通知）写（別添 1）



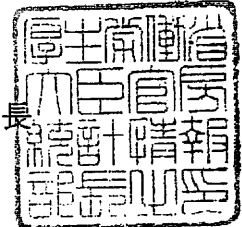


統発第1227002号

平成16年12月27日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成17年度人口動態職業・産業調査について（依頼）

人口動態調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までに発生した出生、死亡及び死産の各届書については、父母又は事件本人の職業（死亡の届書においては、死亡した人の職業・産業）を記載し、これらの事項により、職業及び産業について調査を実施することとされています。

つきましては、出生届等の届出義務者が、職業及び産業名を正確に届書に記入されるように、貴会会員が出生証明書等を交付する際には、併せて別添1の「職業・産業例示表」を配布されますよう貴会会員に周知いただきたく、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「職業・産業例示表」につきましては、別添2（写し）により各都道府県より保健所を通じて管内医療施設に配布することとしています。

職業・産業例示表の配布についてのお願い

早春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、厚生労働省では平成17年4月から平成18年3月までの間「平成17年度人口動態職業・産業調査」を実施いたします。

出生、死亡及び死産の届出には、各医療機関で発行する出生証明書等の添付が必要なことから、出生・死亡及び死産の届書を直接医療機関から受け取られる方が多いと思われます。

つきましては、届出をされる方が職業及び産業名を正確に届書に記入されるよう、お手数ではございますが、別添「職業・産業例示表」を貴機関から届書と併せて配布していただけますよう協力方よろしくお願いいたします。

医療機関管理者 殿

平成 17 年 3 月

厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健統計課

「疾病、傷害及び死因分類」についてのお知らせ

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）」は、WHOが勧告した国際的な分類で、我が国においては「疾病、傷害及び死因分類」として人口動態統計等に広く活用されております。（我が国が適用しているICD-10は1990年に勧告されたものです。）

WHOでは医学・医術の進歩に対応してICD-10に改善（アップデート）を加え勧告しているため、我が国としても、社会保障審議会統計分科会に「疾病、傷害及び死因分類部会」を設置し、最新のICD-10（2003年版）の適用を検討することとしました。

平成17年夏頃までに検討結果をとりまとめ、総務省告示などの手続きを経て適用することを考えています。なお、「疾病、傷害及び死因分類」は厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/index.html>)に掲載されております。

出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届をされる方をお願い(職業・産業例示表)

厚生労働省・法務省

- ◆ 国勢調査実施年の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に出生・死亡・死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻・離婚の届出をされる方は、届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を記入していただくことになっていますので、御協力ください。
- ◆ 届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を書くときは、次の仕事の内容例示表を参考にして、「職業」(職業分類名)か「番号」を記入してください。わからないときは、窓口でお聞きください。

死亡届をされる方は、裏面の産業例示表により産業も記入してください。 →

職業		仕事の内容例示	
番号	職業分類名	この分類に含まれる職業	この分類に含まれない職業
01	専門・技術職	自然・人文・社会科学系研究者、技術者(農林水産業・食品、金属精錬・機械・航空機・造船、電気・電子、科学、建築、土木・測量、情報処理、鉱山等)、保健医療従事者(医師、薬剤師、看護師、栄養士、柔道整復師等)、社会福祉専門職業従事者(保育士、社会福祉士等)、法務従事者(裁判官、弁護士、司法書士等)、経営専門職業従事者(公認会計士、社会保険労務士等)、介護支援専門員(ケアマネジャー)、教員、宗教家、文芸家、記者、編集者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家、個人教師(生花、茶道等)、職業スポーツ従事者、司書、通訳、行政書士等	美容師・理容師(05)、調理師(05)、介護職員(05)、映写技士(09)、介護福祉士(05)、電気作業員(09)、クリーニング師(05)、大工・とび職(09)、検察、裁判所事務官(03)、電子計算機オペレーター(03)、易者・祈とう師(05)、アニメーター(09)、無線技術士・通信士(08)
02	管理職	管理的公務員(国会議員、地方議会議員(県議会議員、市議会議員、町議会議員等)、各省庁局長・課長、地方自治体助役・収入役、郵便局長・部長、公営鉄道の駅長・区長等)、会社・団体等役員(会社社長、会社取締役、公団・公庫等の総裁・理事、財団・社団法人理事等)、及び会社・団体等の部長・課長、旅館経営者〔経営・管理のみ〕等	保健所長(01)、助役〔駅〕(03)、社会福祉施設長(01)、校長(01)、飲食店主(04)、守衛長(06)、小売・卸売店主(04)
03	事務職	一般事務従事者(一般事務員、会計事務員等)、外勤事務従事者(電気・水道・ガス料金集金人、検針員、預貯金集金人、保険料集金人等)、運輸・郵便・通信事務従事者(改札係、旅客係、小荷物係、貨物係、郵便窓口事務員等)、タイピスト、キーパンチャー、電子計算機オペレーター等	行政書士(01)、銀行外務員(04)、テレタイピスト〔無線・有線〕(08)、郵便集配員(08)、電報配達員(08)、電話交換手(08)
04	販売職	商品販売従事者(小売・卸売・飲食店主、販売店員、野菜行商人、屋台飲食店主、再生資源卸売・回収従事者、商品販売外交員、商品仲立人等)、販売類似職業従事者(不動産仲介・売買人、保険代理人・外交員、質屋店主・店員、銀行外務員、株式売買人等)	レジスター係員(03)、ウェイトレス・ウェ이터(05)、映画入場券販売員(05)、動物園出札係(05)、新聞・宅配便配達員(09)
05	サービス職	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦(夫)、家事手伝い、ホームヘルパー等)、生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、クリーニング師、浴場従事者、葬儀屋等)、飲食物調理従事者(調理師、コック、板前、バーテンダー等)、接客・給仕職業従事者(ウェイトレス・ウェ이터、スチュワーデス〔客室乗務員〕、ホステス・ホスト、旅館主・支配人・番頭等)、居住施設・ビル等管理人(アパート・寮管理人、駐車場管理人等)、旅行・観光案内人、介護職員(病院、老人保健施設、老人ホーム、身体障害者療護施設)、老人ホーム介護助手、介護福祉士等	土地家屋周旋人(04)、電話売買仲介人(04)、観光バス車掌(08)、清掃員(09)、介護支援専門員(ケアマネジャー)(01)
06	保安職	保安職業従事者(自衛官、警察官、海上保安官、看守、税関監視官、麻薬取締官、消防員、守衛、ガードマン、踏切警手、児童交通擁護員等)	鉱山保安技術管理者(01)、山林監視員(07)、鉄道線路保安員(09)
07	農林漁業職	農業作業員(農耕・養蚕・養畜作業員、植木職、造園師等)、林業作業員(育林・伐木・造材作業員、製炭・製薪作業員等)、漁業作業員(漁労作業員、海草・貝採取作業員、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、水産養殖作業員等)	漁労船無線通信士(08)、釣船船長(08)、製材工(09)、選米工(09)、精米工(09)
08	運輸・通信職	鉄道運転従事者(電気・ディーゼル機関士、電車・気動車運転士等)、鉄道輸送関連業務従事者、自動車運転手、車掌〔観光バス車掌を含む〕、船舶〔漁労船を除く〕・航空機運転従事者(船長・航海士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士、航空機関士等)、甲板員、船舶技士、フォークリフト運転手、通信従事者(無線通信士、有線通信員、電話交換手、郵便・電報外務員、航空管制官等)	駅案内係(03)、小荷物係(03)、貨物係(03)、改札係(03)、タクシー配車係(03)、有料道路料金徴収員(03)、踏切警手(06)、漁労船船長・航海士・機関士(07)
09	生産工程・労務職	金属材料製造作業員、化学製品製造作業員、窯業・土石製品製造作業員、金属加工作業員、一般機械器具組立・修理作業員、電気機械器具組立・修理作業員、輸送機械組立・修理作業員、計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業員、食料品製造作業員、飲料・たばこ製造作業員、紡織作業員、衣服・繊維製品製造作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員、パルプ・紙・紙製品製造作業員、印刷・製本作業員、ゴム・プラスチック製品製造作業員、革・革製品製造作業員、定置機関・機械及び建設機械運転作業員、電気作業員、採掘作業員(採鉱員、砂利・砂・粘土採取作業員、発破員等)、建設作業員、運搬労務作業員(船内・沿岸荷役作業員、倉庫作業員、配達員等)、清掃員等	圧延技術者(01)、測量士補(01)、生糸検査員(01)、クリーニング師(05)、フォークリフト運転手(08)
00	無職	(収入を伴う仕事、又は収入を得ることを目的とする仕事に従事していない人。)	

※ 自衛官、警察官、海上保安官、消防員の身分を持つものは、仕事の内容のいかんにかかわらず「06 保安職」とします。

産業（死亡届のみ）

出生届・婚姻届・離婚届・死亡届・死産届をされる方は、表面の職業例示表により職業を記入してください。➡

◆ 死亡届に産業を書くときは、死亡した人が働いていた事業所（工場、事務所、飲食店、役所、農家等）が属する産業を、次の事業所の内容例示表を参考にして、「産業」（産業分類名）か、「番号」を記入してください。

番号	産業分類名	仕事の内容例示	
		この分類に含まれる産業	この分類に含まれない産業
01	農業	米作農業、野菜（きのこ類の栽培を含む）作農業、果樹作農業、工芸農作物農業、畜産農業（酪農業、養豚業、養鶏業、養蚕農業等）、農業サービス業、造園業、園芸サービス業、農作物害虫駆除業等	公園工事業（05）、精米業（06）、獣医業（17）、農業試験場（17）、各種事業を行う農業協同組合（16）
02	林業	育林業、森林管理局・森林管理署・森林事務所、素材生産業、特用林産物生産業、製薪炭業、育林サービス業、素材生産サービス業、山林種苗生産サービス業、狩猟業等	きのこ類の栽培業（01）、製材業（06）、大学演習林（15）、林野庁（18）、各種事業を行う森林組合（16）
03	漁業	海面漁業（底びき網漁業、捕鯨業等）、海面養殖業（真珠養殖業、のり類養殖業等）、内水面養殖業（水田養殖業、いけす養殖業等）、内水面漁業等	冷蔵倉庫業（09）、水産研究所（17）、各種事業を行う漁業共同組合・水産加工業協同組合（16）
04	鉱業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、天然水採取業、窯業原料用鉱物鉱業等	導管により一般の需要に応じ供給する天然ガス業（07）
05	建設業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、鉄骨・鉄筋工事業、設備工事業等	造園業（01）、石工品製造業（06）、建築材料卸売業（10）
06	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品等の製造業、繊維工業、印刷・同関連業、医薬品製造業、化学工業等	木炭製造業（02）、のり採取業（03）、天然水採取業（04）、新聞・出版業（03）、表具業（17）
07	電気・ガス・熱供給・水道業	発電所、変電所、電気事業会社、ガス業、ガス供給所、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業等	電気工事業（05）、温泉供給業（17）、電気保安協会（17）
08	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、新聞・出版業、ニュース供給業等	新聞印刷業（06）、興信所（17）、ネット広告業（17）
09	運輸業	鉄道業、モノレール鉄道業、ケーブルカー業、ロープウェイ・リフト業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業等	船舶給水業（07）、駐車場業（12）、レンタカー業（17）、船舶解体請負業（17）
10	卸売・小売業	各種商品、繊維・衣服等、飲食料品、建築材料、鉱物・金属材料、機械器具等の卸売業、各種商品、織物・衣服・身の回り品、飲食料品、自動車・自転車小売業、家具・じゅう器・機械器具の小売業等	鉄スクラップ加工処理業（06）、不動産の代理業・仲介業（12）、中央卸売市場（17）、貸本屋（17）
11	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業、投資業等非貯金信用機関、証券業、商品先物取引業、保険業等	郵便局（16）、農業協同組合（16）、生命保険協会（17）
12	不動産業	不動産取引業、土地売買業、不動産賃貸業、不動産管理業、駐車場業等	倉庫業（09）、不動産鑑定業（17）、集会場（17）、ビルメンテナンス業（17）
13	飲食店、宿泊業	一般飲食店、食堂、レストラン、カフェ、そば・うどん店、すし店、遊興飲食店、料亭、クラブ、バー、キャバレー、ナイトクラブ、旅館、ホテル、宿泊業等	宅配・持ち帰りのすし小売業（10）、貸し別荘業（12）
14	医療、福祉	医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、医療に附帯するサービス業等）、保健所、健康相談施設、検疫所、水質検査業、消毒業、保育所、社会保険・社会福祉・介護事業等	調剤薬局（10）、幼稚園（15）、衛生研究所（17）、保護観察所（18）、動物検疫所・植物防疫所（17）
15	教育、学習支援業	学校教育、小学校、中学校、高等学校、高等教育機関、専門学校、フリースクール、幼稚園、社会教育、公民館、図書館、博物館、動物園、学習塾、外国語会話教授業、華道・茶道教室、フィットネスクラブ、少年院、公務員研修所、防衛大学校等	保育所（14）、体育館（17）、プール（17）、サッカー場（17）
16	複合サービス事業	日本郵政公社、郵便局、郵便局受託業、協同組合、農林水産業協同組合、事業協同組合等	バイク宅配便業（09）
17	サービス業（他に分類されないもの）	専門サービス業、法律事務所、公証人役場・司法書士事務所、公認会計士・税理士事務所、獣医業、建築設計・測量業、デザイン・機械設計業、著述家・芸術家・写真業、学術・開発研究機構、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業、葬儀業、廃棄物処理業、機械等修理業、人材派遣業、総合リース業、広告業、その他の事業サービス業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教、外国公務等	定期観光バス業（09）、古紙卸売業（10）、映画配給業（08）
18	公務（他に分類されないもの）	国家公務、立法機関、司法機関、行政機関、地方公務、都道府県機関、市町村機関等	森林管理局（02）、造幣局（06）、社会保険事務所（14）、国立病院（14）、国立大学（15）、外国公務（17）
00	無業	（収入を伴う仕事、又は収入を得ることを目的とする仕事に従事していない人。）	

※ 官公署のうち、立法・司法・行政事務を行うもの以外は業務によってそれぞれの産業に分類してください。

人口動態職業・産業調査に御協力を

厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健統計課

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いすることとしております。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしております。

調査結果は、今後の保健福祉の向上のための統計資料として活用いたします。

本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

〈調査期間〉

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの一年間

〈調査対象者〉

出生届・死亡届・死産届・婚姻届及び離婚届の届出をされる方々

〈調査方法〉

各届書の届出をされるときに、それぞれ職業を記入していただきます。例えば、「教員」、「プログラマー」の方は専門・技術職、「一般事務員」、「集金人」の方は事務職、「飲食店主」、「小売店主」、「外交員」の方は販売職、「美容師」、「調理師」、「ホームヘルパー」の方はサービス職というように書いていただくこととなります。

また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。

届出をする市区町村役場の窓口で「出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届をされる方にお願ひ（職業・産業例示表）」をお渡しいたしますので、参考の上、記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。



統発第1222001号
平成16年12月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

平成17年度人口動態職業・産業調査について（通知）

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までに発生した出生、死亡及び死産並びに同期間内に届け出られた婚姻及び離婚の各届書については、父母又は事件本人の職業（死亡の届書においては、死亡した人の職業・産業）を記載し、これらの事項により、職業及び産業について調査を実施することとされています。

つきましては、調査実施年度にあたる平成17年度において、人口動態職業・産業調査を下記の要領により実施いたしますので、御了知の上、貴管内の指定都市市長、保健所長及び市区町村長への周知方よろしくお願いいたします。

記

1 調査目的

人口動態職業・産業調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業という社会経済的屬性との関連を明らかにしようとするものであり、本調査の結果は、少子化対策、公衆衛生、労働衛生、社会福祉及び保険・年金等各種施策のための基礎資料として活用されるものであること。

2 調査事項

- | | |
|--------|-----------------|
| (1) 出生 | 子が生まれたときの父母の職業 |
| (2) 死亡 | 死亡したときの本人の職業・産業 |
| (3) 死産 | 死産があったときの父母の職業 |
| (4) 婚姻 | 同居を始める前の夫妻の職業 |
| (5) 離婚 | 別居する前の夫妻の職業 |

3 調査期間

人口動態調査票に職業及び産業を記入する期間は、次のとおりとすること。

- (1) 出生、死亡及び死産については、平成17年4月1日から平成18年3月31日までに発生し、期間内（出生については平成18年4月13日、死亡については同年4月6日、死産については同年4月7日まで。）に届け出られたものであること。
- (2) 婚姻及び離婚については、平成17年4月1日から平成18年3月31日までに届け出られたものであること。

ただし、離婚のうち調停、審判、和解、請求の認諾又は判決による離婚の場合は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までに成立、確定又は認諾し、平成18年4月9日までに届け出られたものであること。

4 職業・産業分類

職業・産業の分類及び分類番号は、別添1「出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届をされる方にお願ひ（職業・産業例示表）」（以下「例示表」という。）及び別途配布する「人口動態職業・産業調査必携」（以下「職産必携」という。）に示すとおりであること。

5 調査票の作成方法

「職産必携」の「Ⅱ 調査票の作成方法」に従い各調査票を作成するが、その概要は次のとおりであること。

各届書の該当欄に記載された職業又は産業を「例示表」に従って分類し、該当する分類番号を次のとおり各調査票の該当欄に記入すること。

なお、「例示表」には全ての職業・産業は記載されていないので、「例示表」により分類番号をつけがたいときは、「職産必携」の「Ⅲ 職業と産業の定義」及び「Ⅳ 職業分類索引」を参照すること。

- (1) 出生については、出生届の「(9)子が生まれたときの父母の職業」欄から、出生票「(9)子が生まれたときの父母の職業」欄に記入すること。
- (2) 死亡については、死亡届の「(11)死亡した人の職業・産業」欄から、死亡票「(11)死亡したときの職業・産業」欄に記入すること。ただし、死亡時において、満15歳未満の死亡者については、記入する必要がないこと。
- (3) 死産については、死産届の「(7)死産があったときの父母の職業」欄から、死産票「(7)死産があったときの父母の職業」欄に記入すること。
- (4) 婚姻については、婚姻届の「(8)同居を始める前の夫妻の職業」欄から、婚姻票「(8)同居を始める前の夫妻の職業」欄に記入すること。
- (5) 離婚については、離婚届の「(10)別居する前の夫妻の職業」欄から、離婚票「(10)別居する前の夫妻の職業」欄に記入すること。

6 届出人に対する周知及び広報活動

人口動態調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の全数を把握するものであり、本調査においても、職業及び産業を漏れなく正確に把握することが求められているものであること。したがって、届出人の協力が得られるよう、本調査の意義及び目的について周知徹底を図ること。

- (1) 都道府県、市区町村の広報誌等を活用し、本調査について広報活動を行なわれたいこと。なお、具体的な広報内容については別添2のひな形を参考とされたいこと。
- (2) 別途配布する本調査のポスターを市区役所・町村役場の窓口等に掲示すること。
- (3) 市区役所・町村役場の窓口では、各届書を取りに来た者に対し、届書と併せて「例示表」を配布すること。
- (4) 市区役所・町村役場の窓口では、職業・産業の項目が正確に記入されるよう、届出人に対し「例示表」等を用いて十分に説明すること。
- (5) 保健所においては、「例示表」と「職業・産業例示表の配布についてのお願い」を管内医療施設に配布されたいこと。なお、詳細については別途通知すること。